

1. 理事会の決議があったものとするみなされた事項の内容

- (1) 議案第9号 理事長の選定について
永木秀人を代表理事に選定し、理事長とする。
- (2) 議案第10号 副理事長の選定について
山田秀之を代表理事に選定し、副理事長とする。
- (3) 議案第11号 常務理事の選定について
小柳俊彦を業務執行理事に選定し、常務理事とする。

2. 理事会の決議があったものとするみなされた事項の提案者
理事 小柳俊彦

3. 理事会の決議があったものとするみなされた日
令和元年6月28日

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事
理事長 永木秀人

5. 理事総数13名の同意書
別添のとおり。

6. 監事総数3名の異議がないことを証する書類
別添のとおり。

令和元年6月28日、理事小柳俊彦が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発送し、当該提案につき令和元年6月28日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第35条第2項に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとするみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったものとするみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和元年6月28日

公益財団法人 新宿未来創造財団
理事長 永木 秀人